

富里市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき，地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及び旅客の利便の増進を図り，地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため，富里市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は，次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 交通会議は，委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は，次に掲げる者及び組織等が指名する者により構成し，市長が委嘱し，又は任命する。

- (1) 市長が指名する市職員
- (2) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局
- (3) 市民
- (4) 成田警察署
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (7) 千葉県バス協会
- (8) 千葉県タクシー協会
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (10) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は，2 年とする。ただし，再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は，その前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 交通会議に会長を置き，第 3 条第 2 項第 1 号の市職員の中からこれに充てる。

2 会長は，会務を総理し，交通会議を代表する。

3 会長に事故あるときは，あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 交通会議は，必要に応じて会長が召集し，会長は会議の議長となる。

2 交通会議は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は，出席委員の過半数で決定し，可否同数のときは，議長が決定する。

4 会長は，必要があると認めるときは，関係者に出席を求め，意見若しくは説明を聴き，又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第 7 条 交通会議において協議が調った事項については，関係者はその結果を尊重し，当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第 8 条 交通会議の庶務は，総務部企画課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか，交通会議の運営に関し必要な事項は，会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。